

## 宮城県動物愛護推進員設置要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本県（仙台市を除く。以下同じ。）における犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養を推進し、宮城県動物愛護管理推進計画の円滑な遂行を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

### (委嘱)

第2 知事は、本県に住所を有する者で、保健所長等の推薦により地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者のうち、次のいずれかに該当するものを推進員として委嘱する。

- (1) 動物の愛護と適正飼養に関して地域において模範となる者
- (2) 地域の実情に精通し、動物愛護精神や、動物の適正な飼養に関する普及啓発等の活動ができる者
- (3) 獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する資格を有する者

2 知事は、推進員に対し委嘱状及び宮城県動物愛護推進員の証（様式第1号）を交付する。

### (推進員の遵守事項)

第3 推進員は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 本県が主催する研修会等を受講し、推進員活動に必要な知識、技術等の修得に努めること。
- (2) 推進員活動を行うときは、動物愛護監視員との連携に努めること。
- (3) 推進員活動を行うときは、常に県民への公平性、信頼性の確保に努めること。
- (4) 推進員活動を行う上で知り得た情報は他に漏らさないこと。また、推進員でなくなったときも同様とする。
- (5) 地域における情報の収集に際しては、個人等の権利利益を侵害しないこと。

### (任期)

第4 推進員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

### (解嘱)

第5 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、任期中であっても推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員が第2第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員が本県外に転居したとき。
- (3) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (4) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。

- ( 5 ) その他推進員としての適格性を欠いたとき。
- ( 6 ) 本人から解嘱の申し出があったとき。

(費用等)

第6 推進員活動に要する諸費用については推進員の負担とし、謝礼の支払いは行わないものとする。

(活動報告)

第7 推進員は、前年度の活動実績を、翌年4月末日までに「動物愛護推進員活動報告書」(様式第2号)により保健所(支所)長を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、前項以外にも、必要に応じて推進員活動に関する報告を推進員に求めることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

### 動物愛護推進員活動報告書

(        年    月 ~        年    月 )

推進員    住所 \_\_\_\_\_  
                 氏名 \_\_\_\_\_

活動日時	事業名等	実施内容	備考(感想等)

要綱様式第 1 号

<b>宮城県動物愛護推進員の証</b>		
(写真)	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	任 期	年 月 日から 年 月 日まで
<p>上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 8 条に基づく動物愛護推進員であることを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事 <span style="float: right;">印</span></p>		

宮城県動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養の推進を図るための活動を行います。

注 意

- 1 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書の記載事項を書き直すことはできない。
- 3 推進員の身分を失ったときは、この証明書を直ちに発行者に返付しなければならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。